

平成19年 3月27日

株主各位

福岡市博多区那珂三丁目28番5号

ロイヤルホールディングス株式会社

代表取締役社長 **今井明夫**

第58期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第58期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第58期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第58期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき20円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件(1)

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

- (1)「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、所要の変更を行いました。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、規定の新設または所要の変更を行いました。

当社の公告方法を、インターネットを利用した電子公告に変更し、やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法について定めました。

単元未満株式について、その権利内容を明確にするため、規定を新設いたしました。

株主総会参考書類等についてインターネットの利用により株主の皆様へ提供できるようにするため、規定を新設いたしました。

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の数を1名と定めました。

取締役会の機動的な意思決定を行うため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう規定を新設いたしました。

有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう規定を新設いたしました。

補欠監査役の予選に係る決議が効力を有する期間を4年にいたしました。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除および修正など、所要の変更を行いました。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年に短縮いたしました。

(3) 上記のほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更、一部字句の修正など、その他全般にわたり所要の変更および整備を行いました。

第3号議案 定款一部変更の件(2)
本件は、原案どおり承認可決されました。
第14条（新株予約権無償割当ての決定機関）を新設いたしました。

第4号議案 取締役8名選任の件
本件は、原案どおり、榎本一彦、今井明夫、今井教文、富永真理、大野農生、前原和洋、末吉紀雄の7氏が再選され、新たに菊地唯夫氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり、浦一馬氏が再選され、就任いたしました。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件
本件は、原案どおり、監査役谷正明氏の補欠監査役として洪田一典氏、監査役永田昇氏の補欠監査役として石井秀雄氏がそれぞれ選任されました。

第7号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件
本件は、原案どおり承認可決され、第3号議案承認可決後の
当社定款第14条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同
の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の
大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に利用するため、
新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを
当社取締役会に委任することとなりました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第58期期末配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、最寄りの郵便局で、平成19年3月28日から平成19年4月27日の間までにお受け取りください。

なお、銀行等口座振込をご指定の方には、同封の「配当金計算書」および「配当金のお振込先について」をご確認ください。

以 上